# 串間市国土強靱化地域計画の概要

\* ( ) 内は本文中のページ

## ■序章 国土強靭化の基本的な考え方・・・・・(序章、P1)

- 1 計画策定の趣旨:本市においても南海トラフ巨大地震等による被害が想定される。国の「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下、「基本法」という。)に基づき、国土強靱化の理念や国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する。
- 2 計画の位置づけ: 災害から市民の命と財産を守り、迅速に復旧・復興が可能となるよう「強さ」 と「しなやかさ」を持った串間市を目指す計画とする。

本市の地勢・環境・規模等に即し、国の基本計画及び宮崎県国土強靭化地域計画、串間市長期総合計画との連携を図りつつ、市における各計画等の策定における国土強靭化施策分野での指針となるものである。

### ■ 串間市の地域特性・・・・・・・・・・(第1章、P1~2)

1 本市の位置と地勢等、2 人口動態等、3 過去の災害と想定される災害

#### ■ 串間市の地域強靭化に向けた基本目標等・・・(第2章、P3~5)

- 1 地域強靭化の基本目標等
- (1) 基本目標 (P3)
  - ① 人命の保護が最大限図られること。
  - ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
  - ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化。
- ④ 迅速な復旧復興。
- (2) 事前に備えるべき目標 (P3、4)
- ① 直接死を最大限防ぐ。
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確 実に確保する。
- ③ 必要不可欠な行政機能を確保する。
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する。
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない。
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に止めるととも に、早期に復旧させる。
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない。
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。
- 2 リスクシナリオ(=起きてはならない最悪の事態)(本資料次ページ掲載)
- (1) 基本目標(本資料の次ページ掲載)
- (2) 個別施策分野 (9分野、P4、P22~)
  - ① 行政機能·消防·防災教育 ②
    - ② 住宅·都市
- ③ 保健医療·福祉

- ④ 物資・エネルギー・情報通信
- ⑤ 産業
- ⑥ 交通・物流

⑦ 農林水産

- ⑧ 国土保全
- 9 環境

## ■市計画の推進と不断の見直し・・・・・・・(第5章、P35)

1 市の他の計画等の必要な見直し

市計画は、地域強靱化の観点から、地域防災計画をはじめとする様々な分野の計画等の指針となるものとし、他の計画等においては必要に応じて見直すなど、整合性を図るものとする。

2 市計画の進捗管理

強靱化の取り組みは、市計画の推進方針に沿って実行していくものとなる。このため、進捗管理(指標による施策の進捗状況等の把握・分析等)を行い、PDCAサイクルによる点検・ 見直しを行うものとする。

3 市計画の不断の見直し

長期を展望しつつ、今後の社会経済情勢等の変化に対応できるよう、市長期総合計画を勘 案しつつ令和6年度を目標年次とし、必要に応じて見直すものとする。

## リスクシナリオ (第2章関連、P3~)

- ①災害発生から時系列に整理・分類→②「事前に備えるべき目標」を確保→
- ③「起きてはならない最悪の事態(39項目)」を回避する施策プログラムを設定

基本目標	事前に備えるべき 目標			起きてはならない最悪の事態 起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	
1. 最大限の人 命保護 2. 市の重が監験を でした。 でした。 でした。 でした。 でした。 でした。 でした。 でした。	1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数の者が集まる施設の倒壊による多数の 死傷者の発生	6
			1-2	密集市街地や不特定多数の者が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	7
			1-3	大規模津波等による多数の死傷者の発生	7
			1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	8
			1-5	大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生	8-9
	2	救助・救急、医療活動が迅速 に行われると ともに、被災者 等の健康・避難 生活環境を確 実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	9
			2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	10
			2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	10
			2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	11
			2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	11
			2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	12
		必要不可欠な 行政機能は確 保する	3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	12
			3-2	市役所の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	13
4. 迅速な復旧復興	4	必要不可欠な 情報通信機 能・情報サービ スは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	13
			4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援 が遅れる事態	13
	5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下	14
			5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	14
			5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	15
			5-4	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流での甚大な影響	15
			5-5	食料等の安定供給の停滞	15
	6	ライフライン、 燃料供給関連 施設、交通ネットワーク最小の 被害をあるとと もに、早期に復 旧させる	6-1	電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	
			6-2	上水道の長期間にわたる供給停止	16
			6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	16
				交通インフラの長期間にわたる機能停止	16-17
			6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全	17
	7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	17
			7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生	18
			7-3	沿線・沿道の建物崩壊による閉塞	18
			7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊、機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生	18
			7-5	有害物資の大規模拡散・流出による地域の荒廃	19
			7-6	農地・森林等の被害による地域の荒廃	19
			7-7	漁港施設の被害による地域の荒廃	19
	8	連かつ従前上	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	19
			8-2	復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より 良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	20
			8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水の発生により復興が大幅に遅れる事態	20
			8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・ 損失	20
			8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	21
			8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業等による地域経済等への甚大な影響	21